

## 平成29年度第1回市民自治推進委員会

開催日時 平成29年8月24日 10時から

開催場所 市役所403・404会議室

出席者

(委員 澤井委員、中川委員、辻委員、樋口委員、藤堂委員、藤田委員、入口委員、津田委員、佐藤委員

(事務局) 石畑地域活力創生部長、平田市民活動推進課長、金子市民活動推進課課長補佐

- 1 開会
- 2 辞令交付
- 3 委員紹介及び事務局紹介
- 4 案件

(1) 委員長の互選及び副委員長の指名について

委員長に中川幾郎氏、副委員長に藤堂宏子氏に決定

(2) 今後のスケジュール等について

資料に基づき事務局説明

【中川委員長】 ありがとうございます。

今、ご説明いただいた内容は、新しく委員に加わってくださった方々に向けての説明かと思いますが、これまでの経過について、これからの取り組み課題についてもおおむね見えてきたと思いますが、これにつきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

【樋口委員】 配付されている資料の中に、自治基本条例の検証報告書があります。7ページに条例の運用についての意見というところでまとめられています。この基本条例に沿って市政、あるいは各項目に書かれている事項がきちんと進められているのかどうかということ、を前回検証した結果、こういうことが足りないとか、こういうところが課題だ、こういうことが必要だということをもとめていると思います。

この見直しは、5年を超えない期間ごとに見直しというところでやるつもりでいるのかと思いますが、PDCAのサイクルを回そうと思うと、毎年これに対して何ができた、できていないということを行政の方から報告をしてもらって、来年何をすべきなのか、まだ何が足りないのか、やっていることが本当にそれでいいのかというところを、これは毎年検証して

いかないと、5年ごとでやっていたら置いていかれるので、条例の見直しだけが目的ではなくて、その条例に即してきちんとできているかどうかということをチェックしていくことが目的で、足りないところがあればそれを改善していくということをやっていくことが一番大事なことだと思います。

だから、制度をつくってというところの大きな話は別として、細かいところで、市政にこの条例がどれだけ浸透して動かしているのかということ、この委員会の中でチェックして、P D C Aを回していくことが必要かと思うので、例えば、毎年度どのタイミングでどういう作業をしながら、P D C Aサイクルを回していくのかというように市の方で考えていただいて、委員会にこういうスケジュールで検証しますというようなことで投げかけてもらう必要があるのではないかと思います。

**【中川委員長】** 確かに資料1から見ると特段問題はないという前提で、5年を超えない期間ごとに一斉に見直しをするという雰囲気です。ところが毎年度やっぱり課題は出てくるし、委員会の役割としては毎年度、自治基本条例のルールどおりに物事ができているかという検証をする役割を持っているので、ルーチンの役割と、それから、ターミナルの役割とが何か混同されていないかと思いますが、その辺はいかがですか。

**【事務局】** 改正した自治基本条例は平成27年度から施行で、平成31年までがその期間になりますが、来年度見直しをしていただきます。そのときにはどういう項目ができていて、どういう項目がまだ不足しているかというのは、報告させていただくつもりはしております。委員さんがおっしゃっていただいたように、毎年毎年の報告をするかどうかというのは、物によっては単年度で動くものと、複数年度かかって動くものものがございますので、現段階で毎年報告をさせていただくという予定はしておりませんが、行政内部の方でも検討はさせていただきたいとは思っています。見直しのときにはその段階での評価といいますか、行政内部での状況というのは報告をさせていただく必要はあると考えております。

**【樋口委員】** 各条ごとにこういうことができていないという意見に対して行政としてどこが課題として認識されたのかというのが、まず整理される必要があると思います。その上で、その課題を解決するために今年度は何をしましたという書き込みがあって、それは検討途上のものでいいと思います。こういう検討を始めましたということでもいいと思いますが、その毎年度の積み上げを見ながら、あるいは単年度でどれだけのことをやり始めているのかということを見ながら、もう少しここは大事だから先にやっておくべきではというような話が出てきたりね。だから、進捗状況を管理するための一覧表みたいなものが作成して、

何ができて何ができていないのか我々がチェックできないと思います。

まず、行政としてこれを踏まえて何を課題として認識したのか、各条ごとに縦軸にあって、横軸に年度がずっと入っていて、その年度ごとにその課題に対して何をしたかというアクションを書き込んでいく。成果が出たらその成果も書いていくということをまとめておけば、同じ表でずっと情報を追加しながら我々もチェックできるし、何ができていて、何ができていないかというのは、一目瞭然になってくると思うので、話もしやすくなるのではないかと思います。

【中川委員長】 今おっしゃったことは、別に難しく考える必要はないと思っています。各条文ごとに出されている意見に対して、その方向に沿ってした、していない、まだ未着手、庁内調整に時間をなお要すとか、そういうふうにして現状をはっきり正直に言われたらそれでいい。それに対してこちらが、一緒に考えることが大事だと思います。

各条文ごとに照らし合わせて、現状できた、できていない、評価できるようにしてくれたらどうですかと、こういうことです。

【藤田委員】 初めてなので、具体的な例を書き出していただいて、それに対して検討してくださいという方が考えやすいと思います。

【中川委員長】 そうですね。だから、難しく考えないでいいと思います。実務的に処理できるやり方。第何条こういうふうに報告出ているけど、これについてはこうだ、今年度はこう動かしますと、あるいは来年に積み残しても仕方ないものもあります。その判断を事務局だけに任せると押しつけませんので、我々も一緒に責任をとりますと言っているわけです。これから以降、それをルーチンワークにしましょうという確認です。

それでは、ちょっと振り返りながら申し上げておきます。今のお話は意味が非常にあると思いますので、まず、自治基本条例を作る作業に注力してきた約5年間、その後に市民投票条例はどうあるべきかということを検討してきたし、次に、参画と協働の指針はやはり大事であると、何でもかんでも行政に責任を押しつけるようなそんな気風はおかしいと、住民自治のあり方というのをもっと厳しく問い直さないといけない。その上で、住民自治と団体自治が合成された地方自治を考えるという基本条例の精神を具体化していくためには参画と協働の指針が必要ということで指針案をつくってきました。

その次に、住民自治の母体とも言うべき、地域母体と言うべき市民自治協議会をどうすればうまくつくっていけるのか、つくりやすくするための方策というのはどうなのかということを検討してきた数年があります。それと並行して自治基本条例の見直し年度にも入ってく

るので、どこを直していけばいいかという作業をやってきました。ですから、大きく分けて市民投票条例、参画と協働の指針、市民自治協議会の形成に向けた提案、それから次に、条例の見直しという4つの役割をこなしてきました。それが今後も28年度以降の流れの中で、幾つかまた浮上してくるでしょうということです。

今樋口委員がおっしゃったのは、この平成28年度から32年度の箇所に書いてあることだけではなく、各条文ごとにできている、できていない、課題があるということを点検するルーチンの作業をしていかないと、事務局の方で判断をしてこういうことが課題ではないですかとお任せするというのは、委員会として少しいかがなものかというご提起があったと。そのとおりなので、そういう処理ができるような資料作成を毎年度お願いしたいと、そういうことを我々も一緒に検討しながら課題を確認して行って、今年度はこれだとか、それが積み重なっていけば条例の見直し、原案のにじみ出しにもつながっていくのではないかなということだと思えます。

【藤堂副委員長】 今の話とは直接関係ないですが、単なる感想として聞いていただければと思います。

議会の議員の皆様方が自治基本条例とか市民自治協議会についてどういう認識を持っておられるか。ここに来ていただいている樋口委員は、ずっと加わってくださっているので、認識して下さっているはずですが、市民自治協議会ができたなら議員が要らなくなるみたいな発言をされた議員があると聞きましたが、自治基本条例はそもそも市民と行政と議会の役割がきちんとあってあって、条例案を全会一致で可決したにもかかわらず、どういう認識を持っておられるのかなと思いました。議会の方でももしそういう機会があれば話をしていたらありがたいという感想です。

【中川委員長】 相当大事なことだと思います。樋口委員、いかがですか。

【樋口委員】 なかなか難しいご指摘ですが、ほかの議員さんがどんな認識でいるのかというのは確認をしたことがないので、何とも言えないところはありますが、当初は議会の中でも勉強会をして、この条例を作るときにいておられた議員さんは多分共通の認識を持っておられ、その後、議会の改選があつて、この条例策定にかかわっておられない方々が結構増えてきている中で、認識を十分に持っておられない方もいるのかもしれないかなと、今のお話を聞いて感じました。

ですので、もし、きちんと各議員に浸透させるべしというご指摘があれば、それは議長にも伝えて、再度、自治基本条例の内容についての勉強会をするなり、一度認識を新たにして

もらうということが必要かと思うのと、議会の項目については、議会基本条例に落とし込みましたので、その検証作業については毎年度、議会活動の活性化に向けて、ルーチンでPDCAを回すということはやっていますが、今のご指摘の市民自治協議会に関する認識ということだけでなく、自治基本条例そのものに対して各内容についての認識がどこまで浸透しているかということだと思いますので、それはどう対応するかは考えさせてください。

ただ、おっしゃっていることを前提に考えれば、いろんな認識を持っている議員がいるということは明らかなんだろうと思います。

【中川委員長】 藤堂副委員長がおっしゃったのは、自治基本条例そのものではなく、第43条の市民自治協議会ができたなら、議員は一体何をしたらいいのか、そういうことですか。

【藤堂副委員長】 かもしれないです。ただ、もともと自治基本条例で議員の役割とかがうたわれているわけですから、市民自治協議会ができたからといって、議員としての基本的な役割というのが消えるわけではないというのは誰が考えても自明のことだとは思いますが、そういう発想がどこから出てくるのかなと思いつながり話をさせてもらいました。

【辻委員】 私自身、地方議会の研究をしていますので、少し関連するので発言をさせていただければと思いますが、政治学の見解からすればよく言われるのは、市議会の議員は地元の声を聞いて、それを市政に生かすという理解、行動をする傾向が強いというようなことを言われます。そうすると、市民自治協議会とかの委員の方がされるようなこととかぶってしまうのではないかとということで、先ほどのような発言があったのかもしれないとは思いますが、とは言いながら、やはり民意を直接受けて当選されてきた市議会議員の方々でいらっしゃるし、それから、市政全体のことを最終的に決定できる権限、議決権を持って決定できる権限を持っていらっしゃるのも市議会議員さんなので、そこは全然役割は違うとは認識できると思います。

先ほどの藤堂副委員長のお話に関連して言えば、例えば、議会でまた研修会を持って、市民自治協議会について学習する機会を持つとかいうことをされてもいいのかもしれないなど今のお話をうかがっていて思いました。

【中川委員長】 ありがとうございます。これは、一度持ち帰って協議してもらいたいです。が、議員さんが改選される時期に合わせて、自治基本条例及び議会基本条例を合わせた学習会も必要ではないのかということをお話して議会議長に申し入れをしておいてもらえませんか。

【事務局】 私の方から申し入れをしていいものかどうか難しいところですが、こういうご意見があったということはお伝えさせていただこうかとは思っています。

【中川委員長】 市長から申し入れるとなったらまた大層ですので、水面下で事務局長レベルで、そういうことをしないと、議員さんが不利益をこうむる可能性がある、議員の名誉を守るために言っています。市民から見たら、そんなことも知らないで議員をやっていると言われる危険性があると思います。議員さんの本来の正当な議会活動を保障するという意味で、議会事務局には研修体制を整備してあげるという責任があると思う。そういう意味で申し上げています。リスクを回避するために制度整備をしてあげる責任があると思うという意味です。

【樋口委員】 新人議員に対しては、当選直後に生駒市の市政は今どうなっている、何をやっているというレクチャーを受ける時間、機会はありますが、市政全般についてどっと情報を提供するということになりますので、かなり短時間で詰め込むような形なので、事細かくはなかなか説明ができていない部分があるのかと思いますので、重要事項をピックアップして、これだけは最低限きちんと認識しておいてもらわないと困るところは幾つか拾い上げて、そこはきちんと丁寧に説明していただくということで対応できるのかなということと、新人議員さんが対象ですので、何期目かの方の中でも認識が薄れていたりということもあるので、それはもう一度再認識してもらおうような場というのは持ってもいいかと思えますので、部長と相談して議長にどう伝えるかということを含めて、私もその辺はサポートさせてもらいたいと思います。

【中川委員長】 理解してもらえるようお願いいたします。それでは、次の案件に移りますので、事務局から次の案件のご説明をいただきます。

### (3) 市民投票制度について

#### 資料に基づき事務局説明

【中川委員長】 これにつきまして、何か分からないこととか、ご質問、ご意見等ございますか。

【澤井委員】 投票結果の取り扱いで、事案についての4分の1以上というのは、何に対しての4分の1ですか。

【事務局】 投票資格者総数の4分の1となります。

【中川委員長】 条例施行から期間をあけて施行規則ができたのは何か事情があったのですか。

【事務局】 公職選挙法に準じて実施することとなりますので、例えば先進事例とか見な

がら、生駒市としてどういうやり方がいいのかというのを調査して、現実にできる方法を規則としてまとめたのと、実際市民投票を実施となった場合は選挙に準じて行いますが、投票システムの構築に時間がかかりました。市民投票システム構築は選挙の投票システムを改修して行いましたが、選挙期間中ではシステム改修ができず、選挙の合間で投票システムの構築を行っていましたので、ハード的な整備の面でも時間がかかっておりました。

【中川委員長】 分かりました。自治基本条例ができて、市民投票条例もできて、参画協働の指針もできて、市民自治協議会をつくっていこうという方針もできて、極めてフィジカルな委員会になってきましたが、基本の精神に戻って市民とつくる地方自治、市民参画協働の地方自治という原点から物を考えていくということをもう一度再確認したらいいかと思えます。

これから当面は、1つは条例の見直し課題がどこにあるのか、ないことの点検です。そういう意味で樋口委員のご指摘は大変ありがたかったと思います。

【澤井委員】 蒸し返しになります。先ほどの議会に関連する話で、新しい議員さんがあまり理解の統一ができていないということだと思いますが、職員の研修の方はどうなっているのか。

【事務局】 1年目職員と3年目職員を対象に自治基本条例の研修、それと別に年1回参画と協働の研修の実施、あと自治会やNPOの方々と職員と一緒にファシリテーション研修など実施しております。

【澤井委員】 検証の中にそういった研修の回数とか、人数とか、対象の職員とかについてもあって、ということで研修をやっているということで、そこまで言ったほうがいいと思います。同時にですが、指定管理者は協働の形態ですよね。委託もそうですよね。指定管理者の点検はどのぐらいできているんだろう、指定管理者の活用の仕方について、どこが担当ですか。

【事務局】 総務課の行政経営係になります。各施設ごとに毎年度、報告書を上げさせたものをベースに評価シートみたいなものは担当課で作成しています。

【中川委員長】 担当課がやっているのですか。

【事務局】 はい。各施設の担当課が共通の評価シートを使って、評価しています。

【中川委員長】 今の澤井先生からのご指摘、深読みし過ぎかもしれませんが、自治基本条例の精神にもとるようなことをやってないかということと、参画協働をわかっているのかと。例えば指定管理者の話で、業務仕様書とか受任者の行動指針みたいなものにきちんと反

映される指導をしているのか、それを担当課に任せっきりになってないかということです。

これは別の観点から言えば、例えば、生駒市の人権の指針とか、男女共同参画の指針とか、障がい者の指針とかいうものがきちっとそれに貫徹されているかというのをチェックするのは一体誰という話です。

**【事務局】** 指定管理者制度そのものの所管は総務課になりまして、指定管理者を募集するときには、こういうことはしっかりと認識した上で指定管理に応募してくださいというものはなっております。そこに全ての条文を網羅しているわけではございませんが、生駒市では自治基本条例もある、人権のこともあるということは認識した上で応募するようになるところまでは規定はあります。それに基づいて、募集要項はつくっていると考えております。

ただ、それをどこまで、おっしゃっていただいているように、業者が認識しているかどうかというところまでの検証というのは、正直十分とは言えないところはあるかと思えます。

**【樋口委員】** 今の評価シートの中に、そこをチェックする項目というのは多分ないです。だから、この基本条例をきちっと踏襲する、踏まえてやってくれるということを何ではかるかという、例えば、項目がピックアップできればそれを評価シートの中に組み込んで、ちゃんとその項目について評価するということは可能だと思えます。それは担当レベルということに多分なると思いますが、その担当に対してこういう視点で、こういう基準できちんと物を見ておいてくださいということを、例えば、総務なのか、市民活動なのか、そこがきちんと共通の評価ができるような指導はしておくというようなことの仕組みが多分必要だと思います。

**【中川委員長】** それがきちんと抜かっているかということを澤井先生はおっしゃっているわけで、担当課の方で頑張ってくれていると思えますというのでは答えにならない、システム化してほしいということだと思います。

**【澤井委員】** それはだから、言ってみたら担当の方の自己評価。

**【事務局】** 評価票自体は共通のものがあります。いろんなところが担当しておりますが使うシートは共通のものがございます。今、樋口委員さんがおっしゃっていただいたように、自治基本条例の精神がきちんと反映されているかどうかとかという項目は今のところ恐らくなかったと思いますので、そこは再度徹底させていただければと思っています。

**【藤田委員】** それから、利用に関してですが、市民が使いやすいというのが一番だと思いますが、ところが優先権が指定管理者の方にある場合もあり、施設の場合、そういう場合



はどこにどう言っていったらいいんでしょうか。実際に市民が困ったということを聞いています。

【藤堂副委員長】 昨年度、指定管理で利用される方にそれが有効な方法かどうかはまた別として、アンケートを利用される人を書いてくださいと言われた記憶があり、指定管理の方の問題結果という形のものではありますが、今、ここで指摘されたような項目はないです。

【中川委員長】 今おっしゃっているのは、利用者からの評価というのはどうフィードバックされるのかということですから、それはモニタリングというのがあるはずで、中間評価、事業評価、年次評価。その中で利用者のアンケートを必ずとっているはずなんです。

【藤田委員】 なかなか市民まで浸透していないとか、伝わってこないというのが実際です。それは、市民の人もそういう意識調査に意識を持っていれば、チェックするんでしょうけど、ただ、愚痴だけを言っているようには思いますが、でも、実際は市民の声だと思いますので、困っている声を聞いていますので、そういうことも吸い上げていただけたらと思います。

【樋口委員】 今の指定管理者に委ねている施設の実態としては、指定管理者の自主事業というのを認めている、隙間隙間でやりなさいということにはなっていますが、ただ、当然年間スケジュールを考えて、空いてそうなところに入れていくということをする、3カ月前に市民が使いたいと言ったときに、自主事業で埋まっているということもあり得るわけです。だから、そのところでいろんな声が上がってきているのではないかと想像しますが、例えば、指定管理者の方では、利用者のニーズはきちんと把握しなさいということで、先ほど藤堂副委員長が言われたように、アンケートをとっている指定管理者もあれば、何か投函をさせているようなところもあるというようなことで、いろんな形で利用者の意見を聞くことはされているはずで、指定管理者の年度ごとの評価、モニタリングに際しては、そこでどんな意見が出てきたかというのは必ず参考にはされているはずですが、ただ、そういう不満がたくさん募ってきたときに、自主事業の範囲というのを、あるいは利用できる範囲をもっと小さくしていこうかというような話を、これはどちらかという行政側からしていかないといけない話かと思いますが、だから、そういう声の積み上げというのは非常に大事なことで、内で終わっていることは多分そこまで伝わらなくて、改善がされていかない。そういう声がたくさん集まってきたときに、行政としてそれをどう判断していきますかということが問われることだとは思いますが。

【藤田委員】 地域で高齢者の利用頻度が増えているんです。そうなるとうやうや大変なん

です。管理施設を利用する側としては、取り合いになったりもして、それなのに、どうも指定管理者の事業の方が今までよりも多いような気がしているんです。

【樋口委員】 その施設の利用の形態、どういう利用が本来求められるのかと、市民が何を求めている、その施設はどう使われるべきなのかという、そもそも論のところから議論をしていかないと、指定管理に委ねているときの施設の利用目的というか、そこにずれが出てくるとそういう話がきつと出てくるだろうと思います。

【中川委員長】 私は、辻委員と一緒に岸和田市の行財政改革で指定管理の制度について、改善改革の市民委員をやっていたことがあります。現在は神戸市の約五、六十ある施設の指定管理の評価委員会の委員長をしています。毎年そういう中間評価をやっていますが、今おっしゃっている議論は、実は行政側、施設設置者側にぶつけるべき議論です。受任者側の指定管理者にそれを言っても仕方がない。受任者側に言うべき意見は施設の管理の仕方は適当ですか、事業内容は満足できますか、行き届いていますか、職員の応接態度はきちんとしていますか、この3つだけです。あと事業の組み立て方とか、あるいは施設の貸し枠とか、そういうことは、発注者側、行政が決めています。だから、その話は行政に言うべきなんです。受任者側に言ったとしても、受任者側はそれを受けとめて、こんなことを言われていますので行政に返しますと言うべきです。これについては私どもの責任を超えているご意見なので、行政側にお返ししますと。そういう提起協議の場が持たれていない。

神戸市の場合は、今言った3部門、職員の応接対応、サービス対応、それから施設の管理水準、汚いとかきれいとか、トイレが臭いとか全部入っています。事業に対するサービスもある、この3つは必須、不可欠です。だから、それ以上の施設の位置づけとか、あるいは利用料金の設定、それから、施設の貸し出し枠は仕様書で決まってるから、受任者に言っても仕方がないです。

特に今の自主事業の話は、自主事業の枠をどれだけ認めているのか、それは自主事業と言いながら利用料金を認めていたら、その空き箱をどんどん使って自分のところでもうけようとするに決まっています。

【藤田委員】 その意見をどのように発信していったらいいかが、一般市民としては分からないです。

【中川委員長】 それはもう指定管理者に言ってもいいし、どこに言ってもいいんです。だから、それを振り分けて本庁にそれを返すべきことです。

では今、澤井先生からご指摘のありましたこと、指定管理者の仕様範疇とか業務仕様書、

業務水準の中に参画協働の指針がどう生かされているのかについては宿題にしておきます。できたらこれが制度化されるようお願いしたいと思います。

他市の事例を見ますと、人権に関してはかなり一般化されてきていますが、大阪市役所とかであれば、母子家庭の父または母の雇用率はプラスポイントになっています。それから、障がい者の雇用率、それから、反則納付金の納付等々も全部大手の場合はチェックします。NPOの場合はチェック外ですが、記入しなくてよい、つまり初めからゼロ点です。大手の場合は雇用率を達成していない場合はマイナスになります。そうしていろいろ基準をつくっています。単にうちは参画協働推進の基本方針を持っていますとか、我々は男女共同参画の指針を持っていますとか言うだけで駄目なわけで、パートナーとしておつき合する委託事業相手にもそれを浸透させて、そういうことが大事ということが一般的になってきています。

よろしいでしょうか。では、そのような方向でこれからいろいろとチェックしていかないといけないかと思いますが、事務局もご協力をお願いします。

【中川委員長】 それでは、ありがとうございます。これで方向性がある程度皆さん、ご理解いただけましたか。

では次に、初めての委員さんが今回3名来てくださっていますので、何の話でも結構です、これからこんなことを考えたいとか、こんなことを勉強したいとか、まだ疑問なことが残っておるとか、構いませんので、順番に意見をいただければと思います。

【佐藤委員】 難しいなというのが本音で、簡単に考えていたものがこういうふういきちんと議論されていくんだというのがよく分かりましたので勉強します。

【津田委員】 言葉が難しい言葉になっているかと思いますが、市民レベルで言うと、ルールの問題点の見直しをするということが1つ。もう1つは、具体的な活力アップ、推進されているものを見える化して、さらに相乗効果を出していく、これも必要だと思います。

だから、そういう点で言うと先ほど言われた各課でやられている活動の推進している状況が見えてきていない。実際には例えば、お母さん同士の情報をつなげているとか、市民自治協議会に近いような違うまたルールをつながりというのは結構生まれてきていますが、それが表には出てきていない。広報紙などには出てますが、あくまでも一端しか出ていない。そういう場を全部つなげたら、いろんなものが進んでいっている結果だと思います。だから、検討するだけじゃなくて、推進しようと思ったらその結果についてもこういうふういきちんとよくなりましたということを提供する必要があると思うんです。

この前情報で出てた、職員の公共性のある組織での副業を促進する制度もできてますから、

地域での活動をどうするのかとかいうことにつながってもいいかと思いますが、そういう何かトータルにまとまったような1つの流れが見えるようにできないのかなとすごく感じています。

【中川委員長】 ありがとうございます。何か工夫したいですね、条例できてやっぱり変わってきているはずですから。

【入口委員】 事務局に確認ですが、2点ありまして、1点目は、市民自治協議会は現段階で何地区に認定されているんですか。

【事務局】 認定しているのは壱分小学校区の1つです。

【入口委員】 ということは、時間がかかって1地区しかないということ。それが1点目であります。2点目は、この委員会は要は条例の見直しを準備するということですか。

【事務局】 それも事項の1つです。

【入口委員】 ということは、現状の認識の課題の抽出をしていかないと、答えは出てこないと思いますが、その辺のロードマップは何かイメージしていますか。どういうことをして、どう課題を出して、この委員会にかけて、我々がどういう意見を出すとか、その辺の具体的な動き方というのは何かイメージしてはるんですか。

【事務局】 先ほど最初の案件で意見をいただきましたが、この検証するにあたってPDCAを回きちんとしていけないといけないとは考えています。

【入口委員】 多方面から課題を出した方が、現実に近いような気がします。具体的なものを出していただいた方が。

【事務局】 その課題というのは例えばどんなイメージでしょうか。

【入口委員】 先ほどのこの資料がありますけども、お話にありましたけども、ポイントである団体のヒアリングとかを含めてもいいだろうし、職員のヒアリングでもいいと思うし、具体的な声を出した方が現実的な意見が出るかなという気がします。アンケートはアンケートで大事だとは思いますが、別にそうしなさいという意味でないので、幾つか案を出していただいた方が我々は議論がしやすいかなという気がしますので。

【藤田委員】 私は、生涯学習のまちづくりをずっとしてしまして、基本計画策定の際こういう会議に参加させていただいた経験はありますが、そのときに、生涯学習のまちづくりですから、すごく楽しい、分かりよい文言だったりしたという記憶がありますが、そのときも、行政の方からきちんとした提案事項とか、こんなことをどう思いますかという具体例を検討していった記憶がありますので、そういう方が一市民としては会議に参加しやすいかと

思います。

【中川委員長】 何か問題はないか、何か行き届かないところはないかみたいな、粗探しみたいな会議より、もっと夢をはっきり言われて、こんなまちにしたいというところで議論をしたいということですね。

【藤田委員】 まちづくりというのがテーマにあるとすれば、そういうところでちょっと聞きたいと思いました。

【澤井委員】 さっきの続きになってしまいますが、だからどう具体化するかということです。運用のところの問題が出てくるわけですね。出された運用上の問題というのはどうなったのかというのをまず見てもらって、検証報告書をどうやって修正するか。例えば、検証報告書8ページ3、条例についての意見の第14条にて、指定管理者制度による公共施設管理が進んでいるが、その成果（サービス水準、運営状況等）を評価し、改善に結び付ける手法が構築されていませんと既にここで言っているわけです。なのでその後どうなったのと、具体例出してもらったら、ここまで来ていますとかいうふうにしてもらおうと分かりやすいと思います。

例えば、その次、PDCAの仕組みの構築が必要かと思われましてありますが、この次はPDCAの構築についてどんな議論がされてきたのかとか、そのための要するに事業評価、指定管理に移行したものが現在はどうなっていて、その辺の現状、その評価がどうだったかというのはいろいろな表があるとおもしろいし、それから、委託も協働に含まれますが、委託そのものも変わってきているじゃないか。介護保険の場合で言うと、地域包括支援センター、生駒市は全部委託でやっています。この委託の内容が相当変わってきていると思う。特に評価システムを見てたら、地域包括支援センターについても介護保険課の方で評価しているということで、評価の基準が非常に緻密で、それは厚労省のモデルになっている評価システムです。そういう点で言うと、委託と言うけれども、相当中身が変わった。具体的に言うと、事業者の主体性が展開していて、生駒型というような新しいシステムができてきたと。その辺はどうやって評価するのかというふうにすると、委託も変わってきています。そういう点もあるので、指定管理だけではなくて委託の中身とか、補助金の精査とか、事業とかについても、そういう評価があってもいいのではないかと思います。

【中川委員長】 これについては、樋口委員が言われた各条文ごとに現状、課題あるいは改善点というのを出したほうが良いという提起がありましたが、それと重ね合わせてしまうと作業としてはものすごく立体化できると思うので、その方向で検討してください。

**【辻委員】** 初めて参加させていただいて、生駒について私もこれから勉強させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

どちらかと言えば楽観的なところからお話をしたいと思うんですけども、市民委員の方もおっしゃいましたが、一番最初に入ってきた中で、出てくる言葉は難しいというところはあるかと思います。指定管理でも、私は大学で地方自治論というのを担当してまして、その中でお話をしたりすることもありますし、あるいは今回の資料に基づいて、法律に基づく住民投票だとか、いろんな住民投票上の種類があるというのをまさに今、大学3年生を相手にお話をしている内容ですが、そこからやはりきっちり入っていかないと、いきなり指定管理がどうこうという話をされても、分かりにくいという部分はあるので、そこは意識をしながら私もこれから議論に参加させていただければいいかと思いました。

それから、再三出てきている今日のテーマになっているかと思いますが、評価あるいは自治基本条例の検証に関して一言だけ申し上げるとするならば、自治基本条例の第34条で規定されている、いわゆる行政評価との関係というのをもう少し分かりやすくする必要があるんじゃないかと思いました。評価シートの話も樋口委員さんがされましたけれども、自治基本条例第34条の中で行政評価というのが位置づけられている。再三先ほどから議論が出ている中で、この条例そのものの評価と、それから行政そのものに対する評価というものをどのように接合させていくかというのを、やはりもう少し深めて考えていく必要があるのかなと感じました。

生駒市では、藤堂副委員長さんも入っておられますが、行政改革推進委員会というものもあって、そちらの方で評価もされているということで、そちらとの関係も含めて改めて勉強させていただければと思います。

**【樋口委員】** まず、検証報告書の条文ごとの意見については、あくまでも意見としてまとめられているということなので、行政としてこの意見を問題として認識されているのかということだと思います。だから、意見として取り扱われていくので、恐らくそのまま流されているということではないか。行政としての問題意識というのは、この意見の中のどこにあるのか、これを全部問題だと認識されているのかどうか、行政の作業としては、まず、そこからスタートさせる必要があるだろうと。こちら側から言えば、ここに出ている意見については、全て問題として取り扱っていただきたいと、認識していただきたいということが1つです。

それと、先ほど藤田委員がおっしゃった、個別の施設の利用のあり方等について、これから高齢の方が増えてきて、施設に対するニーズ、使い方というのは随分変わってくると思い

ます。そういうニーズの変化をきちんと姿勢に反映、姿勢というのは、要は施設の指定管理者に委ねる部分についても仕様書のあり方とか、その施設の位置づけとか、そういうものの変化というところにつながって初めて市民ニーズが市政に反映されたという話になってくると思うので、そういう小さな意見の積み重ねが、きちんと大きな施策につながっていくような流れをつくっていける仕組みをこしらえていかないといけないのではないかと思います。

それは、指定管理者に対する評価の中で、そういう小さな仕組みの積み重ねの中で、そういう大きな変化につなげていく、市政に反映させていくというようなことにつなげていくことが考えるところだろうと思いますので、その辺、どう市民意見を市政につなげていくかという、単に参画で意見を言ってもらって、それを生かすと、そういう話ではなくて、そこは大きく動いていくようなことも必要なのではないのかというのが2点目です。

3点目が、市民自治協議会の話で、壱分小学校区やまびこネットワークの部会の活動にかかわっていますが、この中で感じているのが、先ほど津田委員がおっしゃっていた、いろいろな動きがあります。協議会というのは自治会の役員さんとか、いろんな団体の役員さんが出てこられているので、そこが全部できるはずがないです。やろうと思うと、やまびこネットワークでも年間3つほどのイベントをやって、精一杯だと思います。そこにいろんなことを考えましようと言っても、なかなか出てこないし、それをみずからやるか、できるかといったら、とてもできるはずがない。先ほど津田委員がおっしゃっていた、いろいろな動きが地域の中にあります、そういう小さな動き、いろんな取り組みを協議会で包摂できるような、そういう組織のあり方とか、緩やかにくくっていけるような取り組み方など、そこはこれから研究課題になってくるのではないかと思います。

多分、今の自治会の役員さんを中心にした市民自治協議会の中でそれを考えましようと言っても、なかなかそこは出てこないと思うので、そこは行政側からきちんとサポートをしていていただきたいと。それで、学識の先生方のご意見、いろいろお知恵をかりて、そこをどう組み立てていったらいいかというようなところを伺いながら、行政がそこを作るというようなことが必要ではないかと思います。

**【藤堂副委員長】** 私も2点で、辻先生がおっしゃったような総合評価に関して、私は行革にかかわっておりますが、行政改革推進委員会の方でも事業があつて、ほかにも総合計画とか、いろんなところでいろんな評価をされているのが現実ですが、それは評価した委員会の場の視点がそれぞれ異なるので、ポイントの当て方とか、切り口とかが異なるということ

なのは当たり前ですが、その根幹にあるのが自治基本条例だと思いますので、ほかのところがやっているようなことと同じことをやっても意味がないと思いますので、評価されているのはそれとして資料として受けとめながら、こちらでどの視点で取り扱うべきかというのを、最初に考えてその評価というようなことをしないと、同じことを重なってやっているということになれば、結局、労力の無駄にもなるかとは思いますが。それから、市民自治協議会については、樋口委員が今おっしゃったことに非常に同感で、まだ設立されていないところについては、設立までというのはかなりのエネルギーが必要で、地域からいろんな意見が出たりして、リーダーの方々のモチベーションの維持など難しいところがあり、また色んな団体がありますので、ある程度整理してくれるようなアドバイスしてくださるような外部の方がいらっしゃったら、もう少し地域として行動しやすい部分もあるのかもしれないなというのを感じています。

それぞれの団体の方というのは、今まで活動してこられた自分たちの事業とか活動にプライドは持っていらっしゃるし、何かそれが侵害されるのでないかみたいな固定観念があるとうまくいかないところがありますし、例えば自治会、老人会などにかかわっていらっしゃる市民の中で、特に若い世代の方でもすごくやる気のある方がおられまして、そういう方とお話をしていると、既存の団体の中でなかなか発言しにくい状況があって、何か言っても頭から拒絶されるのではないかと、でも、実際これからの市民活動を支えていっていただけるのはそういう方だと思うので、市民自治協議会はそういう人たちも包括しながら、いろんな活動をつないでいけるような組織として成長していけるかというのがこれからの課題だと思うので、それを現在の自治会の役員が全部それに目を配ってできるかということ、なかなかそこまでの人材がないというのが現実としてありますので、そこら辺を今後どうやっていったらいいのかなというところもまた、お知恵を貸していただけたらありがたいというのがあります。

【中川委員長】      ありがとうございます。

今日いただいたご意見は非常に参考となるというか、これからの進め方もこれに沿ってやらないといけないかと思っています。辻委員からもご指摘があった34条に書いてある行政評価との違い、峻別しないといけないのは、藤堂委員からもご説明がありましたが、これは新しく委員になられた委員さんが混乱しないようにしないといけないと思いますので、あえて申し述べますが、第34条の行政評価というのは、実は今も私たちがやろうとしている条例上の今後の課題とか点検とかいう作業と、ニアリーのところと全然違うところと2つある



ので、これはきちんと記述の中で整理したらいいと思います。

例えば、こういう言い方をいたします。第8条、20歳未満の市民がまちづくりに参画する権利というのがあります。青少年がまちづくりに参画する権利をうたいながら、その意識を醸成する、あるいは意見を聴取する具体的な取り組みを準備していく必要がある。学校教育においても、将来市民として市政に参画していくような市民に育てていけるような教育内容を実施できればいいと考えますと書いてある。これは、やっているか、やっていないかだけですと、評価の言葉で言えば、やっています、やっていません、あるいは未着手ならばなぜ、ということだけです。そういう評価をするべきです。行政評価と違います。やってる、やっていないの事実関係の確認です。

それから、検証報告書7ページの第5条参画と協働の原則の箇所に、「…市民等の役割分担を明記しています。このため、総合計画を見れば、各部署において市民とどのように協働すればいいか分かるようになっていきますので、それを活用することで、自治基本条例の理念を各部署に認識してもらい糸口になってくると思われます。」というのがあります。ですから、参画と協働の具体的実践は総合計画に市民の役割とか地域の役割とかがあり、そこでちゃんと書いてます。それができているか、できていないかだけの話です。だから、それをここに援用すればいいわけ、というふうに記述すればいいと思います。だから、総合計画の進捗管理で評価ができますという項目と、やっている、やっていないというのと幾つか出てくるので、それはきちんと整理できると思うのでやっていただければと思います。

評価という問題で、藤堂委員も言われましたが整理します。行財政改革における評価とは、実は過剰なコストを使ってませんか、無駄なことをやっていませんかという経済性評価、これが出発点です。この委員会は経済性評価は関係していません。自治基本条例を実現するためにもっとお金を使いましょうという立場ですので、お金を使ってはだめとは言いません。人、時間を使いましょうと言っているわけですから、そのコスト評価に関して我々は言えないです。

2つ目の評価はパフォーマンス評価です。同じ事業、時間、人員を使うのであればもっといい仕組みがないかと。そこで、パフォーマンス評価で、これは指定管理導入したほうがいいと判断されたものを指定管理に移したり、委託に移したりしているわけです。そのことに関して我々は口出しするつもりはありません。それは行財政改革委員会でやってください。政策の有効性については、総合計画で判定できます。この委員会でやるべきことは、進んでいるか、進んでないかだけですと考えるとどうでしょう。あるいは効き目があるかないか、

何か効き目のある仕事をやってきているのか、全然着手してないとすすればなぜか。それに関して我々も知恵やアイデアを出そうかと、そういうのであると思います。そういう役割分担ということで、話を整理したいと思います。そうした方が委員さんはすっきりするのでないかと思います。

行財政改革委員会でやっておられるご議論も大事なことで、これはこれでやっていく。総合計画は総合計画で、私は総合計画の進行管理する委員会の委員長として整理しましたから、それはそれで評価ができるようになっています。この仕組みが何で前へ進んでへんか、進んだか、実行したか、してへんか、それです。というふうに考えていただければ。

だから、各条文でこれは総合計画の進捗管理で評価できますと言ったら、それで終わります。総合計画の進捗評価を参照とさせていただきますら結構です。それで答えられるところは。

それでは、こういう感じで新たにスタートさせていただいていいでしょうか。難しいこと言わずに、楽しくやりましょう、事務局も含めて。それが協働、協働パートナー。

それでは、皆様よろしく申し上げます。